

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和4年第2回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年4月28日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時06分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	菊地 崇 子ども政策課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 飯塚 尚美 学務課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年4月28日

## 第2回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第2回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、第21号議案を議題といたします。  
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第21号議案「令和4年「第15号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の取消しについて」以上。

○教育長 第21号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元の議案説明資料3ページをお開きください。件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

当議案は、令和4年4月14日の第4回教育委員会定例会で議決いただきました「第15号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」について、助成対象となる事業が「足立区学校法人の助成に関する条例」と一部不整合であり変更する必要が生じたため、議案の取り消しを求めるものでございます。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第21号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○教育長 ないようですので、これより第21号議案「令和4年「第15号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の

取消しについて」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2、第22号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第22号議案「足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第22号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元の資料5ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

先ほど取り消しの議決をいただきました内容について、あらためてご提案する議案でございます。条例と文言の調整を実施して、記載のとおり改正するものでございます。

度重なる議決となつてしまい申し訳ございません。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第22号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小関委員

○小関委員 他の規定改正に関する事案は大丈夫でしょうか。また、同様の事案を起こさないための改善策は考えているのでしょうか。

○子ども家庭部長 今回の事案については、このタイミングで気づき、訂正等をさせていただきました。

条例・規則の改正にあたっては、ごく稀にはありますが文言の不整合がありますので、各所管における確認を徹底してまいります。

○教育長 他にはよろしいでしょうか。

ないようですので、これより第22号議案「足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他、何かございますか。

ないようですので、以上を持ちまして、本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時6分閉会

令和4年第2回  
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和4年4月28日 木曜日 午後3時00分開議  
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第21号議案 令和4年「第15号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の取消しについて……………	2
日程第2	第22号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	4

## 第 2 1 号議案

令和 4 年「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の取消しについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

令和 4 年「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の取消し

令和 4 年「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決を取り消す。

(提案理由)

令和 4 年 4 月 1 4 日の第 4 回教育委員会定例会において議決された「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」について、助成の対象となる事業において、足立区学校法人の助成に関する条例と一部不整合があり変更する必要性が生じたため、この案を提出いたします。

## 第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 4 月 2 8 日

件 名	令和 4 年「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議決の取消しについて
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども政策課 総務部 資産活用担当課
内 容	<p><b>1 提案理由</b></p> <p>令和 4 年 4 月 1 4 日の第 4 回教育委員会定例会において議決された「第 1 5 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」について、助成の対象となる事業において、足立区学校法人の助成に関する条例と一部不整合があり変更する必要が生じたため、当議案を提出する。</p> <p><b>2 今後の対応</b></p> <p>助成の対象となる事業について修正した「足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」の議案を、当議案と同時に提出する。</p>
今後の方針	

## 第 2 2 号議案

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則（平成 2 7 年足立区規則  
第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号「学校法人が行う保育所施設の整備事業」を「学  
校法人が行う児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に  
規定する児童福祉施設の整備事業」に改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号「学校法人が行う認定こども園施設の整備事業」  
を「学校法人が行う学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規  
定する学校の整備事業」に改正する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

（旧）千寿第五小学校の貸付及び貸付料の減額に伴い、規定を整備す  
る必要があるため、この規則案を提出いたします。



## 第 2 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 4 月 2 8 日

件 名	足立区学校法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の送付について									
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども政策課 総務部 資産活用担当課									
内 容	<p><b>1 改正の理由</b></p> <p>(旧) 千寿第五小学校の貸付は、令和 2 年度第 5 回公有財産運用委員会(令和 2 年 1 月 1 9 日開催)において、避難所機能を有する学校施設及び児童福祉施設等の整備・運営用地として活用方針を決定している。</p> <p>また、貸付料は、令和 2 年度第 7 回公有財産運用委員会(令和 3 年 3 月 1 6 日開催)において、本件学校施設及び児童福祉施設等を足立区学校法人の助成に関する条例第 2 条第 1 項及び施行規則第 2 条において定められている対象施設(保育所施設及び認定こども園)に読み替えることにより助成(減額)することとしていた。</p> <p>しかしながら、今後の公有地の活用において、学校施設及び児童福祉施設等を明確に助成対象施設として位置付けるため改正を行う。</p> <p><b>2 主な内容(具体的な施設・学校については別紙参照)</b></p> <p>(1) 第 2 条第 1 項第 1 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">学校法人が行う保育所施設の整備事業</td> <td style="padding: 5px;">学校法人が行う児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第 2 条第 1 項第 2 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">学校法人が行う認定こども園施設の整備事業</td> <td style="padding: 5px;">学校法人が行う学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日</p>		改正前	改正後	学校法人が行う保育所施設の整備事業	学校法人が行う児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の整備事業	改正前	改正後	学校法人が行う認定こども園施設の整備事業	学校法人が行う学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の整備事業
改正前	改正後									
学校法人が行う保育所施設の整備事業	学校法人が行う児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の整備事業									
改正前	改正後									
学校法人が行う認定こども園施設の整備事業	学校法人が行う学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の整備事業									
今後の方針										

## 具体的な施設・学校について

## 1 第2条第1項第1号

	条文	具体的な施設
改正前	学校法人が行う保育所施設	・保育所
改正後	学校法人が行う児童福祉施設（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・幼保連携型認定こども園</li> <li>・助産施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童厚生施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> </ul>

## 2 第2条第1項第2号

	条文	具体的な施設
改正前	学校法人が行う認定こども園施設	・認定こども園（*）
改正後	学校法人が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・大学</li> <li>・高等専門学校</li> </ul>

\* 認定こども園については、幼保連携型こども園は児童福祉施設、幼稚園型認定こども園は幼稚園、保育所型認定こども園は保育所に含みます。ただ、条例・規則を策定して以来一度も活用することなく、国や都の補助金を活用しています。今後も今までと同様に国や都の補助金を活用していく予定です。

足立区学校法人の助成に関する条例施行規則（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 31 日規則第 38 号</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則を公布する。</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、足立区学校法人の助成に関する条例（平成 26 年足立区条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(助成の対象)</p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 2 条第 2 項に規定する助成の対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>学校法人が行う保育所施設の整備事業</u></p> <p>(2) <u>学校法人が行う認定こども園施設の整備事業</u></p> <p>(申請書)</p> <p><b>第 3 条</b> 条例第 3 条に規定する申請書は、第 1 号様式による。</p>	<p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 31 日規則第 38 号</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則を公布する。</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、足立区学校法人の助成に関する条例（平成 26 年足立区条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(助成の対象)</p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 2 条第 2 項に規定する助成の対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>学校法人が行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の整備事業</u></p> <p>(2) <u>学校法人が行う学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の整備事業</u></p> <p>(申請書)</p> <p><b>第 3 条</b> 条例第 3 条に規定する申請書は、第 1 号様式による。</p>

改正前	改正後
<p>(決定通知書)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条に規定する決定通知書は、第2号様式又は第3号様式による。</p> <p>(計画変更・廃止承認申請書)</p> <p><b>第5条</b> 条例第6条の規定により事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、第4号様式による事業計画変更（廃止）承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>(助成の取消し及び返還命令)</p> <p><b>第6条</b> 区長は、条例第7条の規定により助成の決定を取り消し、又は返還を命じるときは、第5号様式による助成決定取消通知書により行う。</p> <p>(報告)</p> <p><b>第7条</b> 条例第8条に規定する事業報告は、次の報告書によるものとし、その様式は、区長が別に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業報告書</li><li>(2) 収支計算書及び財産目録</li><li>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</li></ol> <p><b>付 則</b></p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(決定通知書)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条に規定する決定通知書は、第2号様式又は第3号様式による。</p> <p>(計画変更・廃止承認申請書)</p> <p><b>第5条</b> 条例第6条の規定により事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、第4号様式による事業計画変更（廃止）承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>(助成の取消し及び返還命令)</p> <p><b>第6条</b> 区長は、条例第7条の規定により助成の決定を取り消し、又は返還を命じるときは、第5号様式による助成決定取消通知書により行う。</p> <p>(報告)</p> <p><b>第7条</b> 条例第8条に規定する事業報告は、次の報告書によるものとし、その様式は、区長が別に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業報告書</li><li>(2) 収支計算書及び財産目録</li><li>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</li></ol> <p><b>付 則</b></p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1144 217 2063 288"><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>